

社 発 成 発 0325 第 2 号
障 障 発 0 3 2 5 第 1 号
老 高 発 0 3 2 5 第 3 号
老 認 発 0 3 2 5 第 1 号
令 和 4 年 3 月 25 日

各 都 道 府 県 ・ 市 区 町 村 民 生 主 管 部 (局) 長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)

第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について

成年後見制度の利用促進につきましては、平素より御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。さて、政府においては、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号、以下「促進法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、平成 29 年に成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定し、様々な取組を推進してきました。基本計画は平成 29 年度から平成 33 年度（令和 3 年度）までを期間としているため、新たな基本計画（以下「第二期計画」という。）の策定に向け、成年後見制度利用促進専門家会議での議論等を経て、令和 4 年 3 月 25 日に「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」について、閣議決定しました（別添）。第二期計画において目指す「地域共生社会」とは、すべての住民が障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくものであり、そのためには、各都道府県・市町村における庁内連携が不可欠となります。

第二期計画のポイントや都道府県・市町村の役割等につき、以下のとおり通知しますので、御参照の上、各地域における施策及び必要な連携の推進に御尽力いただきますようお願いいたします。

また、管下の関係機関・団体に対しては、貴職から御周知いただきますようお願い申し上げます。

I. 第二期計画のポイント

1. 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

- ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討。

- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すための方策、福祉制度・事業の見直しの検討）。

2. 成年後見制度の運用の改善

- ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人等の選任や本人の状況に応じた後見人等の交代、都道府県による意思決定支援研修の実施。

3. 後見人等への適切な報酬の付与

- ・ 最高裁判所、家庭裁判所で後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討。

- ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討。

4. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）を全市町村で早期に整備。
- ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で成年後見制度利用促進基本計画（以下「市町村計画」という。）を早期に策定。
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定）や支援。

※ 第二期計画の対象期間は令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間（第二期計画の「工程表」を参照）

II. 市町村の役割

第二期計画（p.25）では、市町村の役割について以下のとおり記載しているところです。

(ア) 市町村

- ・ 市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報に基づき行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して、地域連携ネットワークを重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。
- ・ 市町村の地域連携ネットワークづくりに対する主体的な役割は、協議会及び中核機関の運営を委託等した場合であっても同様であり、積極的に委託事業等に関わる必要がある。
- ・ 市町村は、権利侵害からの回復支援（虐待やセーフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）など地域連携ネットワークで行われる支援にも、その責務に基づき主体的に取り組む必要がある。
- ・ 上記に加え、市町村は、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす。

第二期計画において詳述されているように、市町村は、地域連携ネットワークを「包括的」なものとしていくため、以下のような取組の推進が必要です。

- ・ 市町村計画を策定し、中核機関及び協議会の整備・運営の方針、地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針について示すこ

Ⅲ. 都道府県の役割

第二期計画 (p. 26) では、都道府県の役割について以下のとおり記載しているところである。

(イ) 都道府県

都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった重要な役割を果たす。

また、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい小規模市町村を始めとした市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりを促進する。

第二期計画において詳述されているように、都道府県は、市町村による「包括的」な支援体制では対応が困難な事業等に対して助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援のしくみとして、以下のような取組の推進が必要です。

- ・ 担い手の育成方針の策定や養成研修を実施すること。
- ・ 市町村長申立てに関する研修を実施すること。
- ・ 都道府県単位等での協議会を設置すること。
- ・ 意思決定支援研修を実施すること。

Ⅳ. 第二期計画の工程表に記載されたスケジュール

第二期計画の工程表において市町村及び都道府県に関するKPIとして設定された取組に係るスケジュールは以下のとおりです。

1. 任意後見制度の利用促進
令和6年度末までに「全1,741市町村」におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知。
2. 担い手の確保、育成等
令和6年度末までに「全47都道府県」による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施。
令和6年度末までに「全47都道府県」において担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施。
3. 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
令和6年度末までに「全47都道府県」による市町村長申立てに関する研修の実施。
令和6年度末までに「全1,741市町村」による成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直し等の検討。
4. 権利擁護支援の行政計画等の策定推進
令和6年度末までに「全1,741市町村」による第二期計画を踏まえた計画策定・必要な見直し。
5. 都道府県の機能強化
令和6年度末までに「全47都道府県」による協議会の設置。
6. 意思決定支援の浸透
令和6年度末までに「全47都道府県」による意思決定支援研修の実施。
7. 地域連携ネットワークづくり

と。

- ・ 成年後見制度を含む権利擁護支援策やその窓口を周知すること。
- ・ 中核機関を整備すること。

また、全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下の取組が必要です。

- ・ 市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業について、適切に実施すること。
- 成年後見制度利用支援事業については、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合も含めることなど、適切な実施内容の検討をすること。

なお、第二期計画 (p. 23, 24) では、地域連携ネットワークを構成する「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核となる機関（中核機関）」について、それぞれ以下のとおり記載しているところである。

ア 権利擁護支援チーム

権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみである。

既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

イ 協議会

協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらによる自発的な協力を進めるしくみである。

各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設ける。なお、協議会は、地域の実情や課題等に応じ、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位など階層的に設置する。

ウ 中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- ・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割。
- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割（協議会の運営等）。

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

なお、国は、1（1）に記載した成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

- ・ 令和6年度末までに「全1,741市町村」による制度や相談窓口の周知。
- ・ 令和6年度末までに「全1,741市町村」による中核機関の整備。

別添 第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～（令和4年3月25日閣議決定）

参考 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について

事務連絡
令和4年3月28日

(別添)

- 1 任意後見制度の利用促進に係るKPIについて
- ・ 令和6年度末までに「全 1,741 市町村」におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

Q1 国は、任意後見制度の周知に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

KPI達成の判断は、市町村が、任意後見制度の内容を含むリーフレット・ポスターなどを窓口や施設等に備付け・掲出することなどにより、任意後見制度の周知を行っているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIの考え方について（周知）

日頃より、成年後見制度利用促進の体制整備の推進について、ご尽力いただきありがとうございます。

令和4年3月25日に閣議決定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、施策に応じてKPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）を定め、各施策の推進に取り組むこととしています。また、このKPIには、都道府県及び市町村の取組状況をもって目標を設定しているものがあります。

つきましては、KPI達成の確認を行う際の考え方を別添のとおりお示しますので、都道府県におかれましては、この考え方も踏まえて、管内市町村の体制整備の支援を含め権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに主体的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、併せて、管内市町村に本事務連絡の内容を周知いただきますよう、お願いいたします。

(担当)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 安藤
電話：03-5253-1111（内線2228）
E-mail：seinenkouken@mhlw.go.jp

Q2 Q1に関して、リーフレット・ポスターなどは市町村で自主作成しなければならないか。

市町村でリーフレット・ポスターなどを自主作成したかどうかは問わない。
なお、法務省・法務局では、令和3年度に任意後見制度に関するリーフレット・ポスターを作成し、各市町村に順次送付しているところであり、積極的に活用していただきたい。

査で確認した上で行う。その際、都道府県として市町村が実施する事業に対して補助を行うことにより、市町村の取組を促すことは研修の実施に向けた手法の1つとして考えられる。

2 担い手の確保・育成等に係るKPIについて

- 令和6年度末までに「全47都道府県」による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定。
 - 令和6年度末までに「全47都道府県」において担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施。
- ※ 担い手の「育成」とは、養成研修の実施から候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を指す（第二期成年後見制度利用促進基本計画50ページ）。

Q3 国は、担い手の育成の方針策定に係るKPI達成の判断をどのように行うか。
また、育成方針に必要な内容、分量、策定方法に条件があるか。

KPI達成の判断は、都道府県が、担い手の育成方針を策定しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。これに関しては、管内の全ての地域で、予め設定した圏域ごとに、担い手の育成が取り組まれるための方針を端的に示していただければ良いと考ええる。

例えば、

- A圏域は、市町村が既に育成に取り組んでいるため継続してもらう。
 - B圏域は、圏域そのものが大規模市であり、これから当該市に取り組んでもらうための働きかけを行う。
 - C圏域は、小規模町村ばかりであるため、都道府県自らで養成研修を実施することを検討する。
- などの示し方により、市町村の主体性を尊重しながら、都道府県がどのように圏域全体の担い手育成に取り組んでいくかを示すことが考えられる。
- また、分量については、当該地域の担い手の状況など地域の実情に応じて決めていただいて差し支えない。なお、育成方針は、わかりやすく端的に示すことが重要であるため、A4用紙1～2枚程度にまとめられることも可能だと考えられる。
- なお、育成方針策定は、市町村計画と同様に決まった手順やプロセスはないと考えられている。策定の方法の一例としては、都道府県単位の協議会を活用して、専門職団体や家庭裁判所、当事者団体などと意見交換しながら策定することが考えられる。

Q4 国は、担い手の養成研修の実施に係るKPI達成の判断をどのように行うか。
また、都道府県としては、市民後見人養成研修を実施していないが、市町村が実施する市民後見人養成研修に対して補助を実施している。これをもって、担い手の養成研修の実施となるか。

KPI達成の判断は、当該都道府県内のすべての地域で、都道府県又は市町村による市民後見人・法人後見実施団体の養成研修が実施されているかどうかを取組状況調

3 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

- 令和6年度末までに「全47都道府県」による市町村長申立てに関する研修の実施。
- 令和6年度末までに「全1,741市町村」による成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直し等の検討。

Q5 国は、市町村長申立てに関する研修の実施に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

また、研修の実施内容や時間数・日数に条件があるか。

KPI達成の判断は、都道府県が、市町村や中核機関職員向けに市町村長申立てに関する研修を実施しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

内容や時間数などに条件はないが、厚生労働省が現在実施している体制整備研修では、老人福祉法等の規定である「その福祉を図るため特に必要であると認めるとき」の解釈や、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判に係る基準等の基本的考え方や手続の例示について」（令和3年11月26日付け障発1126第1号、障発1126第1号、老認発1126第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長・同部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）等について、正しく理解できるような内容・時間数にしていることを参考にしていただきたい。

なお、具体的な実施方法としては、都道府県で会場を確保して、厚生労働省が実施する研修を管内市町村や中核機関の職員が受けられるように支援することも考えられる。

Q6 国は、成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直し等の検討に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

KPI達成の判断は、市町村が、①広く低所得者を含めること、②本人や親族申立ての場合の申立費用と報酬、③任意後見監督人を含む後見監督人等の報酬について、助成の対象にすることの検討を行ったかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

4 権利擁護支援の行政計画等の策定推進

- 令和6年度末までに「全1,741市町村」による第二期計画を踏まえた計画策定・必要な見直し。

Q7 国は、市町村計画策定・必要な見直し等の検討に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

KPI達成の判断は、第一期計画と同様に、市町村が、市町村計画を策定しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。市町村計画策定に関しては、「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」や成年後見制度利用促進ニューズレターを参考にされたい。

なお、既に計画を策定した市町村においては、次回の更新時に、第二期計画を踏まえた内容を含めた目的と目標を掲げることが望ましい。

- 目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること
- 目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

(参考)

- 市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引きのURL
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html
- 成年後見制度利用促進ニューズレターのURL
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html

5 都道府県の機能強化

- 令和6年度末までに「全47都道府県」による協議会の設置。

Q8 国は、都道府県単位の協議会設置に係るKPI達成の判断をどのように行うか。
また、現状も、家庭裁判所が実施している家事関係機関連絡協議会に参加しており、メンバーも一致していることから、それをもって協議会の設置としてよいか。

KPI達成の判断は、都道府県が主体となって協議会を設置しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

また、都道府県単位の協議会設置の必要性や想定される取組は第二期計画に示されており、専門職団体や家庭裁判所が主催する会議や連絡会等に参加することのみでは協議会を設置していることにはならないと考えている。

ただし、これらの会議等と必ず別に開催する必要はなく、同日に時間を分けて開催するなどの工夫が考えられる。

なお、協議会の設置根拠は市町村の協議会と同様に問わない。

6 意思決定支援の浸透

- 令和6年度末までに「全47都道府県」による意思決定支援研修の実施。

Q9 国は、意思決定支援研修の実施に係るKPI達成の判断をどのように行うか。
また、研修の実施内容や時間数・日数に条件はあるか（国のプログラムや養成講師を必ず使わなければならないのか。）。

KPI達成の判断は、都道府県が、後見人等向けに意思決定支援研修を実施しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

内容や時間数などに条件はないが、厚生労働省が現在実施している意思決定支援研修では、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の考え方を正しく理解できるように内容・時間数にしていることを参考にしていきたい。

なお、「成年後見はやわかり」ポータルサイトに掲載している動画や資料は、自由に利用することができるので、活用されたい。

(参考)

- 「成年後見はやわかり」ポータルサイトのURL
<https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/training/>

7 地域連携ネットワークづくり

- ・ 令和6年度末までに「全 1,741 市町村」による制度や相談窓口の周知。
- ・ 令和6年度末までに「全 1,741 市町村」による中核機関の整備。

Q10 国は、制度や相談窓口の周知に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

KPI達成の判断は、市町村が、成年後見制度や権利擁護支援に関する相談窓口を定めた上で、リーフレット・ポスターを窓口や施設等に備付け・掲出することなどにより、成年後見制度や、これらに関する相談窓口の周知を行っているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

Q11 国は、中核機関の整備に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

KPI達成の判断は、第一期計画と同様に、市町村が、中核機関を整備しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。中核機関の整備に関しては、成年後見制度利用促進ニュースレターを参考にされたい。

(参考)

- ・ 成年後見制度利用促進ニュースレターのURL
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html

子 発 1 2 1 2 第 1 号
社 援 発 1 2 1 2 第 2 号
老 発 1 2 1 2 第 1 号
平 成 2 9 年 1 2 月 1 2 日

都道府県知事
各 指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
殿

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
(平成 29 年法律第 52 号。以下「改正法」という。)により、社会福祉法 (昭和
26 年法律第 45 号) の一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日に施行することとさ
れている。

改正法による改正内容として、(1)地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の
推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びそ
の世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する
支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加すること、(2)市
町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地
域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資す
る支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする、(3)市
町村及び都道府県は、それぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援
計画を策定するよう努めることとする、(4)市町村は、計画の記載事項として福祉に
関し共通して取り組むべき事項を追加すること等が挙げられる。

本日、改正法による改正後の社会福祉法第 106 条の 3 第 2 項の規定に基づき、
社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針 (平
成 29 年厚生労働省告示第 355 号) が告示されたところであるが、今般、①社会
福祉法改正の趣旨、②社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の
整備に関する指針に関する補足説明、③社会福祉法改正による記載事項の追加
等を踏まえて改定した市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策
定ガイドライン等について、別紙のとおり通知するので、十分御了知の上、管

内市町村 (特別区を含む。以下同じ。)をはじめ、関係者、関係団体等に対し、
周知徹底を図るとともに、これを参考として、地域共生社会の実現に向けた地
域福祉の推進をお願いする。

なお、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」
(平成 14 年 4 月 1 日社援発第 0401004 号厚生労働省社会・援護局長通知) につ
いては廃止する。

貴職におかれましては、包括的な支援体制の整備に向けた取組を推進するととも
に、できるだけ早期に市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に今
般の社会福祉法の改正内容を反映させるようご配慮いただき、また、都道府県
においては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援
と、市町村地域福祉計画が未策定の市町村に対しては早急に計画策定が行われ
るよう支援願いたい。

なお、この通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1
項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特徴、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

今般の法改正により、地域福祉（支援）計画の策定が努力義務化され、必要的記載事項が追加されているが、これは、本通知の第二に規定する「市町村における包括的な支援体制の整備」を促進するものであることにも留意するとともに、これらの計画の定期的な調査、分析及び評価、必要に応じた見直しに努める必要がある。

1 市町村地域福祉計画

(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

本事項は、今般の法改正により、地域福祉計画に盛り込むものとされた。地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を

行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待される。以下に各福祉分野が共通して取り組むべき事項の例を示すが、地域の実情に応じて追加等することは可能であり、関係者と協議し、地域福祉計画に位置付けることとなる。

なお、支援の在り方等を検討するに当たっては、支援を要する者だけでなく、その者の属する世帯全体の状況にも着目する必要があることに留意する。

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

・ 地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等

イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

・ 地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策

ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方

・ 既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を見出す機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等）

エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

・ 生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策（生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域

づくりに関する取組等)

- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
 - ・ 利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」(2016年(平成28年)3月)等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(ウ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)(以下「住宅セーフティネット法」という。)の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ・ 生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
 - ・ 自殺対策と各福祉分野(高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等)に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項(自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分

野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる)

- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
 - ・ 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその他中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)(以下「成年後見制度利用促進法」という。)に規定される市町村計画と一体的なものとすることとも考えられる)
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
 - ・ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
 - ・ 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)(以下「再犯防止推進法」という。)の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進することの方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

社援地発 0331 第 3 号
障 障 発 0331 第 3 号
老 認 発 0331 第 2 号
令 和 3 年 3 月 31 日

都道府県
指定都市
中 核 市
各
民生主管部 (局) 長 殿
成年後見制度利用促進主管部 (局) 長 殿

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課長
成年後見制度利用促進室長
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 52 号。以下「改正法」という。)により社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)が改正され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されます。また、改正法に基づき、市町村 (特別区を含む。以下同じ。)における包括的な支援体制の構築を図るため、重層的支援体制整備事業が創設されます。

一方で、これまで市町村では、成年後見制度の利用の促進に関する法律 (平成 28 年法律第 29 号。以下「利用促進法」という。)を踏まえて、権利擁護に関して地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む仕組みづくりを進めています。

同者は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという点において密接な関係にあり、市町村において双方が連携した支援体制を構築することで、効果的・効果的な実施が可能になるものです。

今般、これらの連携に関する基本的な考え方について、下記のとおり通知します。貴職におかれましては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めてください。併せて、各都道府県におかれましては、管内市町村 (指定都市及び中核市を除く。)及び関係機関等に周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1

1 重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の関係性等について

(1) 重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業は、従来の支援体制では対応の難しい地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村全体の支援関係機関が相互に連携して、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築することで、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うものである。

(2) 成年後見制度利用促進に係る取組について

成年後見制度利用促進に係る取組は、利用促進法第 12 条の規定に基づく成年後見制度利用促進基本計画 (以下「基本計画」という。)を踏まえ、全国どの地域に住んでいても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、保健・医療・福祉に司法を加えた権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築して、成年被後見人等の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するものである。

(3) 両者の関係性について

(1) (2) はいずれも、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っており、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、障害があってもなくてもすべての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、社会全体で支え合いつながり、ともに創っていくという地域共生社会の実現に資するという目的を共有するものである。

これらに取り組むことは、本人が社会とのつながりの中で生きがいや役割を持って、安心して暮らしていくことができる環境の整備や地域づくりにつながるものと考えられる。特に、成年後見制度利用促進に係る取組との連携は、司法を加えた権利擁護支援の効果的・効果的な実施にもつながるものである。

2

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組を具体的に連携していくにあたっての考え方を、別添「重層的支援体制整備事業に係る各支援と成年後見制度利用促進に係る取組の連携についての考え方等」に示した。別添を参考にしながら、地域の実情に応じた連携に積極的に取り組んでいただくことをお願いする。

なお、令和 2 年度における地域共生社会実現のための包括的支援体制構築事業 (以下「モデル事業」という。)の実施状況と、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネーターを担う中核的な機関 (以下「中核機関」という。)等の整備状況の関係性をみたところ、モデル事業を実施している地域は、未実施の地域に比べて中核機関等の整備率が 19.9 ポイント高く、連携した取組が既に始まっていることを申し添える。

2

3 その他

都道府県におかれては、法第6条第3項や利用促進法第15条において、市町村の取組に関して、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされていることを踏まえ、各都道府県域内での重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携事例の情報共有等をお願いしたい。

国においては、令和3年度以降、各種研修や都道府県での説明会を実施するほか、各地域の取組事例を発信するなど、重層的支援体制整備事業の取組を通じた包括的な支援体制の構築や成年後見制度利用促進の体制整備を促進する取組を進めていくこととしている。これらの積極的な活用や参加をお願いしたい。

別添 重層的支援体制整備事業に係る各支援と成年後見制度利用促進に係る取組の連携についての考え方等

1 基本的な考え方

(1) 連携を進めるための仕組みづくり

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組みという共通点を持っており、障害があってもなくてもすべての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがい、社会全体で支え合いながら、ともに創っていくという地域共生社会の実現に資するという目的を共有するものである。

両者の効率的・効果的な実施のためには、関係する部局や支援関係機関の相互理解を深めておくことが重要であり、両者の制度を理解するための研修を実施するほか、連絡調整担当者の設置や、定期的な事例検討や情報共有の機会の設定など、日常的に意思疎通を図る仕組みを整えることが望ましい。併せて、重層的支援体制整備事業実施計画の策定や同事業の実施、成年後見制度利用促進の効率的・効果的な体制整備に向けて、市町村内での協力体制を構築していただくことが望ましい。

(2) 連携を進める際の留意点

支援関係機関間で、本人に対する支援をつなぐ場合や、連携した支援を開始する場合には、聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報共有する必要性が生じる場合があるが、その際には、本人から支援関係機関に情報を提供することについての同意を得ることが基本となる(※1)。

一方で、本人との接触ができないなどの事情により、本人から同意が得られない中で情報共有を行う必要がある場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこととされたい(※2)。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例等に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

(※1)「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集(令和2年3月発行)」では、成年後見制度利用促進において、個人情報の共有に関して生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第9条に規定する支援会議を活用している事例(P.256～257)などを紹介しているので参考にされたい。

(※2)法第106条の6第1項に規定により組織される会議。同条第3項及び第4項で必要な情報の授受等を規定した上で、同条第5項で構成員等に対する守秘義務を規定しているため、本人同意の有無に関わらず、支援会議の構成員間で支援に必要な情報共有等が可能となっている。

2 具体的な連携取組例

(1) 多機関協働事業者と中核機関の連携

従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※1）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※2）をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図った上で適切な支援を行うこととしている。一方で、基本計画で整備を求めている中核機関は、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート役を担うこととされている。

多機関協働事業者につなげられた事例のうち、特に、権利擁護支援に関する課題を抱えたものについては、多機関協働事業者と中核機関が連携して対応いただきたい。

また、中核機関において受け付けた相談のうち、成年被後見人等本人やその世帯の抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が難しい事例については、多機関協働事業者につなぎ、各支援関係機関と連携して支援にあたらたい。

なお、権利擁護支援のために成年被後見制度の利用が必要であるものの、親族による申立が期待できない場合は、老人福祉法等に基づく市町村長による申立を円滑に進めていただきたい。この際、市町村長申立を行う事例については、虐待の可能性があり得ることから、虐待防止の部局とも適切に連携して対応いただきたい。

（※1）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業者の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第1号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に掲げる事業）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業）
- ・ 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項各号に掲げる事業）

【対応例】

- ・ 多機関協働を図る役割の職員（モデル事業では「包括化推進員」とされている）と中核機関の職員が、定期的に情報交換や事例検討を行う。双方の役割を兼務する。
- ・ 中核機関が、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネーター役として、成年被後見人等や司法専門職等との調整を行う。
- ・ 成年被後見人等が、成年被後見人等に対する支援の中で、従来の支援体制では対応が難しい事業を把握した場合は、多機関協働事業者等と連携して対応する。

【期待される効果】

- ・ 多機関協働事業者においては、例えば、判断能力が十分でなく、孤立や身寄りがないなどにより財産管理に課題があるなどの支援が困難な事例においても、成年被後見制度を適切に利用することで、年金管理などによって財産状況を安定させた上で、介護・福祉等のサービス導入によって生活状況を改善させることができる。
- ・ 中核機関においては、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネーター役として、他の支援関係機関との役割調整を円滑に行うことができるようになる。

(2) 重層的支援会議・支援会議における中核機関の積極的な参加等

重層的支援会議（※）・支援会議については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関と調整の上で構成員を決定していくことになる。市町村においては、本人やその世帯に対して権利擁護支援が必要な場合には、当該支援の地域連携ネットワークのコーディネーター役である中核機関に参加を依頼するとともに、中核機関においては、構成員の依頼があった場合には、積極的に参加いただきたい。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなることから、市町村において、基本計画における協議会等の既存の協議体などと組み合わせることで開催することが可能な場合には、既存の協議体と時間を切り分けて同日に開催する等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努められたい。

（※）重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議。複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うほか、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン最終時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行う。

【対応例】

・重層的支援会議・支援会議を基本計画における協議会と併せて開催する。

【期待される効果】

- ・重層的支援会議・支援会議においては、中核機関の参加によって、支援関係機関の視点に加え、本人の意思尊重や権利擁護の視点が確保され、本人のエンパワメント等を重視した支援プランの作成・評価等が可能になる。また、社会資源の開発に向けた検討等を行う際に、中核機関と関係の深い司法等の専門職団体や金融機関等からの協力を得やすくなる。
- ・中核機関においては、成年被後見人等を支援するチームの構築や調整、地域課題の検討や調整などに関して、既存の権利擁護支援の地域連携ネットワークだけでは実施できなかつた対応が可能となる場合がある。

(3) 包括的相談支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

包括的相談支援事業は、介護や障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、本人や世帯の属性を問わず相談を受け止めるものである。こうした相談の中には、権利擁護支援のニーズを含んでいる可能性がある。包括的相談支援事業者において、権利擁護支援に関する課題を抱えた相談を受けた際には、包括的相談支援事業者と中核機関が連携して対応いただきたい。

また、中核機関においても、介護や障害、子ども、生活困窮等の他制度による支援が必要な場合は、当該制度と連携の上支援を実施したい。

【対応例】

・地域包括支援センター等包括的相談支援事業の職員と中核機関の職員とが、定期的な情報交換や事例検討を行う。双方の役割を兼務する。

【期待される効果】

- ・包括的相談支援事業者においては、早期段階で本人の意思を尊重して権利を擁護する状況を作ることが期待できる。この結果として、重大な権利侵害の状態になつてから事後的に対応するという状況を回避することができる。
- ・中核機関においては、後見等ニーズを精査するために必要な情報の収集や集約、整理が効率的・効果的に実施できるようになる。

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期のひきこもり状態にある者など支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を実施するものである。一方、基本計画においても、権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割として、権利擁護支援の必要な人の発見・支援や、早期の段階からの相談・対応体制の整備等が挙げられている。

アウトリーチ支援事業者（※）において、権利擁護支援に関して、支援の手が届いていない者への支援を行う際は、中核機関が連携しながら対応いただきたい。また、中核機関においても、複雑化・複合化した課題を抱える者であつて支援の手が届いていない者に対して支援を行う場合は、アウトリーチ支援事業者と連携して支援を実施されたい。

（※）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

【対応例】

- ・権利擁護支援に係る課題があると思われにもかかわらず支援体制が構築できていない場合、まずは本人との信頼関係の構築が必要である。しかしながら、支援体制の構築にあつては専門性を要するなど信頼関係の構築までに時間を要する場合は、必要に応じて、早めにアウトリーチ支援事業者に相談するなどの連携を行う。

【期待される効果】

- ・アウトリーチ支援事業者においては、権利擁護の視点が加わることで、判断能力の低下により必要な支援を求めることができない方を早期の支援につなげることが可能となる場合がある。
- ・中核機関においては、成年被後見人等を支援するチームの構築や調整、地域課題の検討や調整などに関して、既存の権利擁護支援の地域連携ネットワークだけでは実施できなかつた対応が可能となる場合がある。

(5) 参加支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

地域共生社会の実現において、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たつて強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援である。

重層的支援体制整備事業においては、参加支援事業として、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることとしている。

成年被後見人に対する支援においても、既存の事業や既存のチームでは対応できない個別ニーズ等を抱えており、社会参加に向けた支援を行う必要性がある場合には、参加支援事業者（※）、成年後見人等、中核機関などが連携しながら対応いただきたい。

（※）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第2号に掲げる参加支援事業の委託を受けている事業者（市町村が

これらの事業を自ら実施している場合は当該市町村)

【対応例】

- ・長期入院から地域移行したが、地域生活に馴染めておらず、すぐには就労すること等が難しい成年被後見人等に対して、コミュニティカフェや中間的就労を行っている事業者等の参加支援の機能を有する地域の社会資源とのマッチングを行い、成年被後見人等と社会とのつながり作りに向けた支援を行う。
- ・市民後見人養成講座を修了した方が、成年後見人等として受任するまでの活動として、参加支援の取組に協力する。

【期待される効果】

- ・成年被後見人等において、社会とのつながりが希薄化しやすいといった課題を抱えている場合は、対応できる多様な資源の開発を進めるとともに、個別に本人やその世帯のニーズや状態、有する能力にあった社会資源とのマッチングを図ることにより、人や社会とのつながりを回復し、生きがいや役割を持ち地域に参加することができる。
- ・参加支援事業としては、市民後見人養成講座の修了者の参加により、権利擁護支援の知見や活動を地域活動の実践の中で拡げることができる。
- ・成年後見制度利用促進の取組としては、市民後見人養成講座の修了者の活躍の場が増えることで、市民後見人の養成等（養成された者が支援員として活動する法人後見や日常生活自立支援事業の取組を含む）が、促進法の目的である共生社会の実現に向けた取組であることとして明確になる。加えて、後に市民後見人養成講座の修了者が成年後見人等に選任された場合においても、参加支援事業に携わった経験が成年被後見人等の支援内容の充実につながる可能性がある。

事務連絡
平成30年8月23日

各都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進に係る市町村計画の策定及び
中核機関整備の推進について（情報提供）

日頃より、成年後見制度の利用促進の取組にご尽力いただきありがとうございます。

本年4月13日付け事務連絡により、市町村計画の策定及び地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の設置運営に要する費用について、平成30年度より地方交付税措置を行うことが決定された旨お伝えしていたところですが、今般、以下のとおり、市町村（標準団体10万人規模）における普通交付税措置の内容について、情報提供いたします。

各都道府県におかれましては、下記について管内市町村に周知いただくとともに、広域的な見地からの市町村計画の策定や中核機関整備に係る助言・支援等、管内市町村の体制整備の推進について、よろしくお願いたします。

記

社会福祉費（市町村分）の単位費用上、（細目）社会福祉事業費（細節）社会福祉共通費の需用費等に「成年後見等実施機関運営等事務費」として3,069千円（標準団体ベース）を計上

※上記額は「市町村計画の策定及び中核機関の設置運営に要する費用」に係る額。

※本件は今後発行される「平成30年度地方交付税制度解説（一般財団法人地方財務協会）」に掲載予定。

（担当）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 栗原、福野
電話：03-5253-1111（内線2228）
E-mail: seinkenkouken@nhlw.go.jp

事務連絡
平成31年3月18日

各都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室
厚生労働省老健局総務課
認知症施策推進室

成年後見制度の診断書の書式の改定と本人情報シートの導入について（周知依頼）

日頃より、成年後見制度の利用促進の取組にご尽力いただきありがとうございます。

標記については、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定。以下「基本計画」という。）において、「成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する」とされたことを踏まえ、最高裁判所において検討が行われてきたところです。

今般、最高裁判所より、本年4月から、別添資料のとおり

- ・ 診断書の書式を改定するとともに、
- ・ 医師が診断書を作成するに当たっての参考資料とするために、本人を支える福祉関係者が本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報を記載する「本人情報シート（作成は任意）」を新たに導入することとする旨、情報提供がありました。

※ 本人情報シートについては、ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）として本人の支援に関わっている方（介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、市町村が設置する地域包括支援センターや、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員等）によって作成されることが想定されています。

各都道府県におかれましては、管内市区町村の成年後見制度利用促進担当及び本人情報シートの作成に関わるものが想定される関係者に対して、幅広く周知いただくとともに、基本計画の趣旨を踏まえ、関係者における同シートの作成等、円滑な運用の実現に御配慮いただきますようお願いいたします。

診断書及び本人情報シートの裁判所における運用に関する御質問については、各家庭裁判所にお問い合わせください。

なお、別途、医政局総務課より都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局宛に医療機関への周知依頼についての事務連絡が发出されていることを申し添えます。

記

〔送付資料〕
（別添）別添書式・手引き（最高裁判所事務総局家庭局）

社援地発 0603 第 1 号
社援保発 0603 第 2 号
障障発 0603 第 1 号
老振発 0603 第 1 号
令和元年 6 月 3 日

都道府県 関係主管部(局)長殿
指定都市 中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局振興課長
(公 印 省 略)

療が必要なときは安心して医療を受けていることができるようにしていくことが重要とされ、これらの人に対する医療機関の具体的な対応方法が示されています。認知症等により判断能力が不十分な人や身寄りがいない人に対して医療を提供するにあたっては、福祉的な支援についても必要となる場合が多いことから、自治体における介護保険・高齢者福祉担当部局、障害保健福祉担当部局、成年後見制度利用促進担当部局、生活保護制度担当部局、生活困窮者自立支援制度担当部局等の福祉関係部局や、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関(権利擁護センター等を含む)、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関と、医療機関の連携を図ることが重要です。各自治体におかれては、ガイドラインの趣旨・内容等について御了知いただくとともに、各都道府県におかれては、貴管内の市町村(指定都市及び中核市を除く。)、関係機関及び関係団体等に対して広く周知いただきますようお願いいたします。

別添:「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の発出について(通知)(令和元年 6 月 3 日付け医政総発 0603 第 1 号。厚生労働省医政局総務課長通知)

「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について(周知依頼)

内閣府の消費者委員会が平成 29 年 1 月 31 日に取りまとめた「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」及び平成 29 年 3 月 24 日に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療機関に勤務する職員を対象に「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。))が取りまとめられ、本日、厚生労働省医政局総務課長から、別添の通り各都道府県、各保健所設置市、各特別区衛生主管部(局)宛て通知されました。

ガイドラインでは、少子高齢化の進展によって、認知症等により判断能力が不十分な人や身寄りがいない人の増加といった状況がみられる中で、判断能力や家族関係がどのような状態となっても、一人の個人としてその意思が尊重され、医

(照会先)

- 本通知について
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室
電話: 03-5253-1111 (内線 2229)
- ガイドラインについて
厚生労働省医政局総務課
電話: 03-5253-1111 (内線 4158)

〔 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 〕

衛生主管部(局)長 御中

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する
ガイドラインの発出について (通知)

近年、少子高齢化が進展し、単身の高齢者が増加している中、主にこうした方
等を対象として、身元保証・身元引受等や日常生活支援、死後事務等を担う民間
サービス(以下「身元保証等高齢者サービス」という。)が生まれている。

今後、こうしたサービスの需要が一層高まっていくことが見込まれる中、消費
者被害を防止する観点から、内閣府の消費者委員会において、平成29年1月に、
「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」(以下
「建議」という。)が取りまとめられた。建議においては、高齢者が安心して病
院に入院することができよう、病院が身元保証人等に求める役割等の実態を
把握すること等が求められている。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基
づき、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」(以下
「基本計画」という。)において、「成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決
定が困難な人への支援等」について、医療・介護等の現場において、関係者が対
応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、
成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう検討することが求め
られている。

厚生労働省は、建議及び基本計画を踏まえ、平成29年度厚生労働科学特別研
究事業「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求め
る役割等の実態把握に関する研究」において、医療現場における成年後見制度へ
の理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握を行った。

また、平成29年度の研究の成果を踏まえた上で、平成30年度厚生労働行政

推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)「医療現場における成
年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する
研究」において、医療機関に勤務する職員を対象とする「身寄りがない人の入院
及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」(以下「ガ
イドライン」という。)が取りまとめられたところである。

ついては、別添のガイドラインについて、貴管下医療機関へ周知し、活用を促
していただくなど、関係部局・関係機関と十分連携の上、身寄りがない人や判断
能力不十分で医療に係る意思決定が困難な人が安心して医療を受けられる環境
の整備に努めていただくようお願いする。

また、ガイドラインについては、社会・援護局地域福祉課、同局保護課、同局
障害保健福祉部障害福祉課及び老健局振興課より、各都道府県等の福祉部局に
も周知しているところであり、貴部局におかれれば、特にこれらの部局とも連携
して対応いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に
規定する技術的な助言である。

【別添】

○ 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関す
るガイドライン

【参考】

- 「「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関
するガイドライン」について(周知依頼)」(令和元年6月3日付け厚生労働
省社会・援護局地域福祉課長・保護課長・障害保健福祉部障害福祉課長・老健
局振興課長通知)
- 「身元保証人等がいないことのみを理由に医療機関において入院を拒否す
ることについて」(平成30年4月27日付け厚生労働省医政局医事課長通知)

(照会先)
厚生労働省医政局総務課
電話：03-5263-1111(内線)4158

医政医発 0427 第 2 号
平成 30 年 4 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

身元保証人等がいけないことのみを理由に医療機関において
入院を拒否することについて

医療機関において、患者に身元保証人等がいけないことのみを理由に、入院を拒否する事例が見受けられるが、当該事例については下記のとおり解すべきものである。貴職におかれましては、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等への周知をお願いするとともに、貴管下医療機関において、患者に身元保証人等がいけないことを理由に入院を拒否する事例に関する情報に接した際には、当該医療機関に対し適切な指導をお願いする。

記

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と定めている。ここにある「正当な事由」とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がいけないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第 19 条第 1 項に抵触する。

各都道府県知事 殿

内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長
(公印省略)

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」
の成立について

成年後見制度の利用促進につきましては、平素より御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
この度、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づく「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「一括整備法」という。）が令和元年6月7日に成立し、同月14日に公布されました。

一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、187の法律（他の法律の欠格条項を運用等している法律を含む。）における成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しを行うものです。今回の改正により、今後は、成年後見制度を利用していることを理由として資格・職種・業務等から一律に排除するのではなく、それぞれの資格・職種・職務等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断することとなります。各制度の改正に係る施行期日については、概ね、公布日施行、公布の日から起算して3月又は6月を経過した日に施行するものとされており、いずれも公布日からの期間が短いことや多分野における多数の法律を改正するものであることから（下記Ⅲ参照）、法改正の趣旨を踏まえつつ貴職におかれましてはそのリーダージュの下で早急に施行に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、今後は、関係法律の所管府省において、その円滑な施行に努めることとされており、施行に向けた詳細については関係法律の所管府省からそれぞれ通知等がなされるものと考えていますが、当室からも一括整備法の施行に向けた留意事項について下記のとおり通知いたしますので、御参照下さい。

管下の市区町村に対しては、市区町村長を始め、関係する担当課にもれなく今回の法改正の趣旨やそれを踏まえた施行準備、対応等が適切に行われるよう、貴職から確実に御周知いただきませう併せてお願い申し上げます。

記

I. 一括整備法の概要及び法律の趣旨を踏まえた対応のお願いについて（資料1～3参照）

一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、地方公務員法等も含め、各法律において定められている資格・職種・業務等における成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置を一括して見直すものです。これにより、今後は、成年後見制度を利用していることを理由として一律に排除するのではなく、各資格・職種・業務等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断することとなります。

一括整備法の対象である資格・職種・業務等の中には、都道府県知事等の権限に係るものが含まれており、関係法律の所管府省からは、場合によっては条例・規則等の整備が必要になるものも想定されるとの連絡を受けています。詳細については、所管府省からおおむね通知等がなされるものと考えています。かかる条例・規則等の整備及びその運用に当たっては、実質的に成年被後見人等を資格等から排除するようなものはしないこと、心身の故障があることをもって直ちに資格等から排除することなく、資格等にふさわしい能力の有無を的確に審査・判断することなど、上記の一括整備法の趣旨や、障害者権利条約、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた適切な対応をお願いいたします。

なお、一括整備法の内容については、内閣府ホームページに掲載している法律案（URLを末尾に記載）、「法律の概要」（資料1）、「見直し法律リスト」（資料2）及び「衆議院修正案」（資料3）を御参照下さい。

II. 条例等で定めている成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しについて

上記Iのとおり、一括整備法の成立により、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置が一括して見直されました。また、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成29年12月1日成年後見制度利用促進委員会、以下「議論の整理」という。）においては、各府省において、一括整備法の成立以降、新たに成年被後見人等の権利に係る制限を設けたいよう留意することとされています。さらに、議論の整理では、各府省において、政省令や通知などに基づいて成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、今回の一括整備法による見直しを踏まえ、可及的速やかに見直しを行うべきとされています。こうした方針に基づき、今後、各府省においては、政省令や通知（各地方公共団体に対して条例、規則等の例を示しているものも含む。）の見直しに取り組んでいくこととなりますが、各地方公共団体の条例、規則等において定められている成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、こうした政府の方針を踏まえ、速やかに見直しに向けた対応をお願いいたします。

III. 一括整備法の施行期日

一括整備法による各法律の改正については、原則として、以下の区分に従って順次施行されます。

- ① 成年被後見人等の欠格条項を単純削除するのみで省令等の整備が必要ないもの 公布日（令和元年6月14日）
- ② 省令等の整備が必要なもの 公布の日から3月を経過した日（令和元年9月14日）
- ③ 地方公共団体の条例等の整備、外部団体との調整が必要なもの 公布の日から6月を経過した日（令和元年12月14日）
- ④ その他 個別に定める日（建築士法等 令和元年12月1日）

参考 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」(平成30年3月13日閣議決定)の要綱、案文、理由、新旧対照条文、参照条文については、内閣府ホームページにて全文を掲載しています。

URL : <https://www.cao.go.jp/houan/196/index.html>

※法案は衆議院において修正されています(土地改良法の改正規定(法案第111条)を削除し、建築士法等の改正規定の施行日(法案附則第1条第3号)を平成30年12月1日から令和元年12月1日に修正)。修正案は資料3を御参照下さい。

資料1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

資料2 見直し法律リスト

資料3 衆議院修正案(要綱、案文、新旧対照条文)

担当：内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室

西村、藤野、川上、金柄

TEL：03-3581-1875(直通)

メール：shuntaro.nishimura.a8s@cao.go.jp

nishimura.shuntaro@mhlw.go.jp

masahiro.fujino.f9v@cao.go.jp

fujino.masahiro@mhlw.go.jp

keiko.kawakami.y2r@cao.go.jp

takuva.kanetsuka.b9k@cao.go.jp

※内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室は

令和元年7月中旬を目途に廃止されます。